

高齢者の通いの場の運営を支援します



【問合わせ】健康課 ☎84-0662

高齢者の通いの場を充実させ、介護予防を推進するため、令和4年度分の「通所型サービスB地域支え合い型補助事業」及び「げんきスポット補助事業(地域介護予防活動支援事業)」の申請を受け付けます。

補助事業の概要

事業名	通所型サービスB 地域支え合い型補助事業	げんきスポット補助事業 (地域介護予防活動支援事業)
補助対象事業 (主な条件)	◇毎月2回以上、1回当たり1時間以上、次に掲げる事業を実施していること ・高齢者の社会参加を促進する事業(サロンなど) ・運動機能向上に資する体操・運動に関する事業 ・低栄養防止、食生活改善に関する事業 ・口腔機能向上に関する事業 ・介護予防または認知機能低下予防のための事業(脳トレ、文化活動など) ・介護予防のために医療機関や介護保険施設等が自主的に行う事業	
	要支援1・2または事業該当者の利用の受け入れができる	1か月当たりの参加者(市内在住65歳以上)が延べ20人以上
補助対象団体 (主な条件)	◇代表者の連絡先や活動場所等の情報を市民に提供することに同意する団体 ◇団体の活動への参加希望を広く受け入れ、高齢者が自由に参加できる団体	
補助の種類	運営費補助、立ち上げ支援補助、講師謝金補助、施設利用補助	
審査方法	書面審査	書面及び面接審査

※補助金額などの詳しい情報は、健康課にお問合わせください。

申込期間 4月1日(金)~4月22日(金) **提出書類** 指定の申請書類一式

提出場所 健康課 ※申請書は、健康課窓口または市ホームページにあります。

児童扶養手当(月額) ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

区分	全部支給		一部支給		支払月
	~3月分 (改正前)	4月分~ (改正後)	~3月分 (改正前)	4月分~ (改正後)	
児童1人のとき	43,160円	43,070円	43,150円~ 10,180円	43,060円~ 10,160円	奇数月 (5月・7月・9月・ 11月・1月・3月) の年6回
児童2人目加算額	10,190円	10,170円	10,180円~ 5,100円	10,160円~ 5,090円	
児童3人目以降加算額	6,110円	6,100円	6,100円~ 3,060円	6,090円~ 3,050円	

【問合わせ】子ども育成課 ☎84-0658

特別児童扶養手当・特別障がい者手当など ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

手当の種類		~3月分(月額)	4月分~(月額)	支払月
特別児童扶養手当 (中・重度の障がい児童を監護 または養育している方)	1級	52,500円	52,400円	4月・8月・11月
	2級	34,970円	34,900円	
特別障がい者手当 (20歳以上で精神または身体の 重度の障がいにより日常生活 において常時特別の介護を要 する在宅の方)	県加算・A種	34,200円	34,150円	2月・5月・8月・ 11月
	県加算・B種	28,400円	28,350円	
	県加算・なし	27,350円	27,300円	
障がい児福祉手当 (20歳未満で常時介護を必要と する重度障がいの児童)	県加算・A種	21,780円	21,750円	
	県加算・B種	16,030円	16,000円	
経過的福祉手当	県加算・なし	14,880円	14,850円	

【問合わせ】地域福祉課 ☎84-0643

令和4年4月分から、次のとおり手当額が変更されます。
児童扶養手当や障がいのある方の手当額が変わります

市政ニュース

情報コーナー

催し

募集

相談

講座など

開館情報・当番表